

音韻と字映

正木好弘

一

本誌の第三十七号に「『字体』考」、第三十八号に「文字の音韻に該当する術語は何か」を発表した。前者では、「字体」という術語の明晰かつ判明な定義を目指した。後者では、

表題に示した文字の音韻に該当する術語として「字映」を提案した。また、金田一春彦が用いた「調素」に対応する、文字についての術語として「描素」を提案した。こうした内容の論文の抜刷を何人かの人に送らせていただいたところ、数名の方からコメントをいただいた。そのうちの一人がH氏で、非常に丁寧なお手紙をいただいた。そこには、^レ興味深い内容なのでカバンに入れて持ち歩いて^レとあり、「字映」「描

素」の提案が、学会で認められると、いいですね、^レとも書かれていて感激した。そして、^レ貴兄の音韻論には賛同します。しかし、文字論と対比して考えると、話し言葉を対象とする音韻論と、書き言葉を対象とする文字論とで、同じレベルで対比するかどうか考えました^レとして、次のようなメモが記されていた。

音↓音声↓音韻（口と耳を利用） 音読
字↓字体↓文字（手と目を利用） 黙読

さらに、^レ私の考えは、貴兄によって、別紙のような体系となりました。^レとして、別紙が添えてあった（本稿末に「別紙1」として載す）。また、「字体」について御自身のお考えのもとになったものとして、池上楨造の『校本干禄字書』解説のコピー（本稿末に「資料」として載す）も送っていただ

いた。しかし、理論面は得意でありませんで」とことわっておられましたが、それらを拝見すると、失礼ながら分っていただけではないと感じた。そこで、私なりの考えをまとめることとした。その作業のためには、H氏案と池上禎造解説の点検をする必要がある。

二

まずH氏案の点検をする。そこには、言語における具象と抽象による識別が欠如している。手紙本文中のメモにおいて、「音声」と「字体」を対応するものとし、「音韻」と「文字」を対応するものとしていることがそれを示している。「音声」は、言語と認められる聴覚的な音を個別的・具象的に表現したものを目指す語である。それに対して「字体」は、言語と認められる視覚的な文字表現の単字の単位での総合的・抽象的な観念を指す語ととらえるべきである。また「音韻」は、聴覚的な音の言語としての総合的・抽象的な観念を指す語である。それに対して「文字」は、視覚的なものを指す語である。「音声」を個別的・具象的に表現したものを指す語である。基本単位の「音声」という表現を用いたが、「音声」の単位

は日本語では、仮名の存在もあって音節のまとまりが基本とみなされている。しかし英語では、アルファベットの存在もあって音素のまとまりが基本とみなされている。このように「音声」の基本単位と認定されるものが言語によつて異なるものとみなされている。そのような状態であるため、言語の種類による影響がないようにと「音声」の単位に「基本単位」という表現を用いることとした。このことによつて日本語の場合には音節を基本的に示すものとし、英語のような言語の場合には音素を示すものとすることができると判断した。また「音韻」に該当する視覚的表現の総合的・抽象的な観念を、私は「字映」と提案している。「字体」は「字映」を構成する素材の「文字観念」に属する観念である。

また手紙本文中のメモでは、「音読」を音につながるものとし、「黙読」を字につながるものとしているが、それらは共に音につながるものである。「黙読」とは発声がゼロであるのみである。しかも「音読」も「黙読」も、その視線の先には文字が存在する。そのことからいえば、「音読」と「黙読」は共に字にもつながるものである。そのため、「音読」と「黙読」を音と字のそれぞれの系列のものとして示すこと自体に問題があったといわねばならない。

H氏別紙案でも、具象と抽象による識別がされていない。

「音」と「字・字形」を対応させ、「音声・声」と「字体」を対応させ、「音韻」と「文字」を対応させている点がそれを示している。しかし、個別的・具象的なものと、総合的・抽象的なものとを区別することは重要である。「聴覚利用の言語表現形」という聴覚的で個別的・具象的なものに對して、それを可能にする総合的・抽象的な観念を示す語が「音韻」である。「聴覚利用の言語表現形」という聴覚的な表現に對する視覚的な表現は「視覚利用の言語表現形」である。聴覚利用の言語表現の素材は「音声」である。その「音声」に對する「音」のように、言語行動とは認められないような視覚的表現は「様子・しぐさ」が該当する。さらに、「様子・しぐさ」や「視覚利用の言語表現形」が個別的・具象的なものを示すものであるのに対して、それらの表現を可能にする総合的・抽象的なものは「様子・しぐさ」の観念」や「字映」にあたる。「文字」の「音韻」に該当する観念を表わす術語はこれまでなかったが、私はそれを「字映」とした。「観念」は、様々な経験を積み重ねることによって脳内で固定的にとらえられるようになったものである。人の言語行動をささえるのは、そうした「観念」である。そして先に記し

のように、「字体」も抽象的観念であり、「字映」を構成する素材的な「文字観念」に属するものであった。具象的な「音声・声」とは対応しないものである。

H氏別紙案では、「音」は「音のすべて」とされ、ピアノの音、車の走る音、人の歩く靴の音が示されている。それに對する「字・字形」には、「個人の書いた字・字形」とあり、楷書・行書・草書という「書体」がそれであるかのように記されている。しかし、これには無理がある。「音」の方には人間以外の発する「音」の記述があるが、「字・字形」の方には人間の表現にかかわる記述のみがされているからである。「字・字形」は人間のみが表現できるものだからということであろうが、それでは「音」に對するものにはなっていない。「音」に對するものは「様子・しぐさ」とするべきであろう。「書体」については、具象的なものというより、抽象的なものの方に含めるべきものである。しかも、それは「文字」本体というよりは、それに質的な違いが加えられたものに認められる様式である。その質的な違いを生み出すものは「字質」である。「字質」には、筆記具の違いによるもの、印刷・手書きの違いによるもの、漢字・仮名・ローマ字等の文字体系の違いによるもの、漢字の場合には時代に

よるものや筆順の違いによるもの等がある。「楷書」「行書」「草書」は、手書きの場合の字画省略にかかわる観念の種別を示した「字質」である。

また、「音声」は「人の声のみ」、「声」は「動物の声」という記述もあった。『国語学辞典』（昭和三十年八月二十日東京堂出版）では、「音声」を「人間がコミュニケーションのために、音声器官を使って発するおと」とし、「声」を「肺から排出される呼気が、発声器官である声帯を振動させて生ずる音響。息の対。声は、喉頭・咽頭・口腔・鼻腔等の共鳴腔と、舌・くちびる等の調音器官とで生ずる。」と記載している。すなわち、言語学的領域のものとして説明すれば「音声」となり、生理学的領域のものとして説明すれば「声」となるとしている。そうしたとらえる領域の違いではないならば、「音声」も「声」もその実体は同じものである。その意味では、「声」を「動物の声」、「音声」を「人の声のみ」という区別はふさわしくない。しかし、「人の声がある」という表現があるのである。また「動物の鳴き声がある」という表現もある。けれど「動物の音声」とはいわない。そうしたことからすると、「音声」と「声」とは全く同じものではなく、複雑なコミュニケーション能力の要素がそこに

認められるかどうかで差があるというべきであろう。「音声」と表現されるのは、複雑なコミュニケーション能力の要素が認められる場合である。「人の声がある」という場合には、たしかに生理学的に人間の声とは判別できるが、それを聞いている人へのコミュニケーションが成立していない。「動物の鳴き声がある」という場合も、同じ動物同士の場合には単純なコミュニケーションが成立しているかもしれないが、それを聞いている人へのコミュニケーションは成立していないのである。生物が生理学的方法によって発する「声」に対して、無生物が生理学的方法とは関係なく発するのは「音」である。

H氏別紙案では、「音声・声」に対応するかのように「字体」が置かれているが、「字体」は「音声・声」のような個別的・具象的なものではない。「字体」は総合的・抽象的なものである。そこで、その「字体」を「使用場面に応じて使用する字形」と説明するのは誤りである。「字形」は個別的・具象的なものだからである。その「使用場面に応じて使用する字形」として「正字・俗字・通用字」が示されているが、それらは単字単位の類別規範を示したものである。それらの観念は「字種」に含まれるものである。「字形」の「字

質」による違いを捨象した観念が「字体」である。「字体」は、「字形」の集合から帰納して導かれたものである。その「字体」の形に違いがあっても、音や意味のつながりから同種と認められる集合は「字種」である。同じ「字種」に属しながら、最も一般的な「字体」とは異なる「字体」を「異体字」という。「書体」は、「字体」に「字質」による違いが加えられたものに認められる様式の総合的抽象観念であるが、その構成要素は「書体素」である。その「書体素」の質的な違いを捨象した観念が「字素」である。

日氏別紙案の「音韻」の所には、「意味を反映する音連続の種類」として「母音・子音・音節・モーラ・アクセント／イントネーション」と列記されている。しかし、これらは「意味を反映する音連続の種類」ではない。「意味を反映する音連続」であるためには、最低限でも語の単位のものでなければならぬ。「母音・子音・音節・モーラ」は、語を構成するための聴覚的単位を示す総合的抽象観念の種類を列記しているのみである。「アクセント」は、語の識別を可能とする「音声」の高低の組み合わせや強弱の組み合わせの型についての総合的抽象観念である。また「イントネーション」は、文単位の表現において意味に応じて「音声」の上げ下げをす

ることについての総合的抽象観念である。「音韻」を成立させる素材は、「音声観念」と「調素」の二つである。その一方の「音声観念」は、言語本体の聴覚的観念を示すものである。「母音・子音・音節・モーラ」は、こちらに属する観念である。もう一方の「調素」は、言語本体の聴覚的效果を上げるための技巧の諸観念を示すもので、「アクセント」「イントネーション」は、こちらに属する観念である。

日氏別紙案の「文字」の所には、「意味を反映する文字連続の種類」として「漢字・平仮名・片仮名・ローマ字・符号」が列記されている。しかし、これらも「意味を反映する文字連続の種類」ではない。ただ「漢字」に関しては、万葉仮名のような用法や熟語表現をした場合には該当するかもしれない。しかし、本来は一字で語を表現することが可能なのが「漢字」である。「平仮名・片仮名」は音節単位、「ローマ字」は音素単位を視覚的に示すものでしかない。「符号」は「文字」でさえない。しかし、言語の視覚的表現では、「文字」をただ羅列して言語本体を示すのみでは表現が単調なものになる。そこでその表現効果を上げる工夫が必要となる。そのために用いられるのが様々の技巧である。「符号」は、そうした技巧に使われるものの一類である。このような技巧

表現に使われるものとしては、文字体系の複数使用の形式やその混用のさせ方、文字の大小・濃淡・太細・曲直、句読点・傍線・網掛け・括弧・色遣え・沫消符号の使用、位置の変化、二次元空間の効果的な配置、その他の「?」「!」「—」「……」「~」「。」「・」「▽」「♥」といった記号の使用等がある。これらを総称する総合的抽象観念を、私は「描素」と呼ぶ。「描素」は、聴覚にかかわる表現効果を高める働きをする総合的抽象観念の「調素」に対応する。「調素」は「しらべの素」ということから名づけられたものであろうが、「描素」は「えがきの素」といえるのではないか。

三

池上禎造の『校本干禄字書』解説文の点検に移る。この解説文は、広島大学文学部国語研究室で編纂された『校本干禄字書』に付されていたものである。その解説文の末尾には「三六・一・一〇」と記されている。解説文中に『幕末の考証学者が本書や韻鏡を重んじたのに習ふあまり、濫用の恐れのあることにも言及したのは昭和二十一年蜂矢宣朗・吉井巖兩氏自家油印本に解説を嘱された時であった。爾来十五年、

このたび稿を新たにした」とあることから、この解説文は昭和三十六年一月十日付のものであることが分る。そのコピーを同封するにあたって日氏は「字体」については池上禎造教授の「干禄字書」の解説を信賴し、と書いておられた。その解説文中で「字体」の語が使用されているのは次の五箇所であった。

①、序によれば、師古が太宗の貞観の頃（わが舒明皇極の朝）経籍を正して字体について録したものがあつて、顔氏字様と呼ばれてゐた。

②、字体についての関心が見られるのは、現実には進士の考試に應ずる場合の必要と結びつく。唐の制度では官吏の採用試験に書をも課し、その美否のみならず字体に及んだ。

③、字体について論じた同文通考・倭楷正誤・異体字弁などには見えない。

④、本書は、字体の正・俗・通を調べるため、簡単に引けるやう配列したものであるが、字体が問題であるから、形からよりも意義が発音から引くのが当然である。

⑤、そもそも、漢代の隸書から生じた楷書は魏晉を経て六朝時代には盛んに行なはれた。しかしその字体は種々

に分れたので、唐といふ統一国家は文字の整理の必要を感じて、前にも觸れたやうに幾種類もの「字様」が作られた。

この五箇所での表記では、「字体」そのものがどういうものかについての説明は全くされていない。そこに示されているのは、字体について録したものがあつて、字体についての関心が見られるのは、美否のみならず字体に及んだ、字体について論じた同文通考・倭楷正誤・異体字弁など、字体の正・俗・通を調べるため、字体が問題であるから、字体は種々に分れたので、でしかない。こうした状態ではないにもかかわらず、日氏が「字体」については池上楨造教授の「干録字書」の解説を信頼しとされていることには理解しがたいものがある。しかし、こうであるからこそ、先の日氏案での具象と抽象による識別の欠如に至っていたことが理解された。日氏の手紙には、漢字は中国の科挙の試験で、公用、私用、両者に通用する字体という基準が、日本でも江戸末期まで利用され基準となっていたという記述もあった。日氏は「字体」を公用・私用・通用の「基準を示すもの」ととらえておられる。それが間違ひである。公用・私用・通用は「字体」の使用規範を示すものである。そのため、その対

象となっている「字体」は同一のものではない。たとえば「局」「局」「局」のような「字形」で示される複数の「字体」が対象になっている。たしかにそれらは「字体」を構成する心象の全体像を異にするものであるが、意味や読みのつながりから同種と認められる。そのため同じ「字種」に含まれるとされるものである。公用・私用・通用や正・俗・通といったものは、「字形」として書かれた複数の「字体」の実現形の使用規範の「基準を示すもの」ではあつても、「字体」の「基準を示すもの」ではない。「字体」はあくまでも同一「字体」についての単字段階の観念である。それは「字形」を書く折の骨組みを示す観念というあいまいなものである。「字体」は、「字形」の形で様々に表記されることがあつても、それを構成する心象の全体像が同じと判断されるものの骨組みについての抽象的観念なのである。抽象的観念という点では、「字体」は「音韻」と同類のものである。ただし、「字体」は「音韻」に対応するものではない。音韻は作業仮説される言語心象の聴覚的部面に相当する（音）の中核的なものの総称（本誌第三十八号の拙稿「文字の音韻に該当する術語は何か」参照）である。その「音韻」に対応する視覚的部面の作業仮説される言語心象の中核的なものの総称は

「字映」とする。「字体」は、そのような「字映」の素材をなす「文字觀念」に含まれる基本的觀念の呼び名である。「字映」を成立させる素材にあたるものは、「文字觀念」と「描素」の二つである。

ところで『干祿字書』は、「正字・俗字・通用字」の区別のみを目的とした書物にはなっていない。それ以外の事柄の記述も認められる。その点について杉本つとむは、その編著になる『漢字入門―『干祿字書』とその考察―』（昭和四十七年五月十五日 早稲田大学出版部刊）において、(2)用法上の違い（ことばの違い）を熟語などで例示。(3)音を示す場合。(4)本文見出しと同等同質のもの。(5)俗通正とは別の古・今・別体などの指示など、¹⁾が混在していると指摘している。そして次のような例を示している。

- | | | |
|----------|------|-----------------|
| (2)の例として | 〔盤盤〕 | 上 磐石
下 盤器 |
| (3)の例として | 〔楮楮〕 | 上 竹呂反
下 丑呂反 |
| (4)の例として | 〔宵霄〕 | 上 夜下雲霄
俗作宵非也 |

(5)の例として
〔下弁 上人姓下皮弁
古竝作弁〕

その混在理由は、²⁾本書も著者の意図のとおり完璧につくりあげられているわけではない³⁾としている。そして、本書は中国において官吏の地位を獲得する試験勉強準備のための字書⁴⁾と記している。けれど、こうしたとらえ方に対して西原一幸は『字様の研究―唐代楷書字体規範の成立と展開―』（平成二十七年三月三十一日 勉誠出版刊）で異を唱えている。そこでは『干祿字書』は字書の範疇に入るものではないとしている。なぜなら、⁵⁾同音別字・類形別字の弁別を目的とする内容を含んでいる。⁶⁾音義を知る点に重点が置かれていない。⁷⁾音注、義注は標字字形を同定するために付けられている。⁸⁾異体字の正俗正訛を記述している⁹⁾といった字書だと考えたのでは説明できない内容をもつからという。そもそも「字書」というものは、¹⁰⁾不特定の文字の、主として音義を知るための書物¹¹⁾だというのである。では『干祿字書』はどんな範疇に属するものなのかというと、それは「字様」だと述べられる。そこで、¹²⁾字様とは、字形・字音などの類似によつて錯誤に至る可能性のある楷書を広く弁別するため

に撰述された典籍である。¹³⁾とし、「字様書」編纂の目的は、

文字の正、俗、誤など字形形態、点画の異動の他に、同音異形異義字が混用されやすいのを避け正しい使用法を教えて、誤用を防ぐことにあった。とし、字様は従来知られていた字書・韻書・類書・音義などの典籍上のどのカテゴリーにも属さない、それ自体独立した典籍カテゴリーである。とし、ているのである。主として隋・唐代に盛行した『○○字様』のように末尾に「字様」になる語の付された書名を有するものは、そうした「字様」の書であり、「字様」なる語が付されていない『干禄字書』や『五经文字』『正名要録』なども、その内容から「字様」の書ととらえるべきだと記している。このような西原一幸の主張を妥当と判断する。この点については、池上禎造も同意見のようで、『干禄字書』解説文中の「字体」の記述のあった五箇所のうちの①⑤の表現にそれが認められる。

池上禎造の解説文中には、正俗通などいふのは同じ字といふことを前提としてゐるからの論で、という記述があるが、これは正俗通などいふのは同じ「字種」に含まれる「字体」についてのものであるといふことを前提としてゐるからの論で、と読みとるべきである。漢字の「字体」を構成する形の心象の全体像を異にしながらも、音や意味の共通性から

同種と認められる「字体」の集合が「字種」なのである。

四

以上の点検をふまえ、私なりの考えをまとめておく。

そもそも言葉というものはすべて抽象的なものである。たとえば「りんご」という語の指す個別的具象物は数えきれず世の中に多数存在する。しかも、それぞれはすべて全く同じではない。しかしその違いを捨象して、それぞれに共通する部分に注目して、総合的に判断して名付けられた抽象的なものが「りんご」という語である。この「りんご」の例のように、語というものは総合的に抽象化されて成立したものである。そのため、そうした語を用いて説明することは総合的に抽象化されたものを用いていることになる。「音」「音声」「音声観念」「音韻」「文字」等という語もまさにそうした語である。けれど、そうした語を用いて示されるものは、外界に現実存在すると認識されるものと、各個人の経験の積み重ねによってその脳中に把持されることになった観念とに区別することができる。そこで「音」「音声」等の語そのものは、総合的抽象的で個別的具象的なものではないが、そ

れを用いることで現実存在すると認識される個別的具象物の集合を示すことができるものである。また「音声観念」「音韻」等の総合的抽象語を用いて、各個人の経験の積み重ねによつてその脳中に把持されることになった総合的抽象観念の集合をも示すことができるのである。「語」ばかりでなく「文節」「文」「文章」といった単位も体験によつて獲得される観念である。人はともかく様々な観念を獲得することによつて、その言語活動を可能なものに行っているのである。

さて「音韻」と「字映」であるが、これらは共に総合的抽象観念を示すものである。そのうちの「音韻」は、作業仮説される言語心象の聴覚的部面に相当する（音）の中核的なものの総称である。それは「音素」というような単位ではなく、あくまでも（音）であり、多く指摘されるような狭義のものとするのではなく、もっと大きくりのものとするべきである。それは現実存在する聴覚言語表現に対応するものとして、それぞれの人の経験によつて獲得された抽象的なものである。その抽象化を可能にしたものは、同音同定と異音識別の作用である。その同音同定と異音識別は、いろいろな単位において認められる。その基本と認められる単位は言語の種類によつて異なる。英語の場合には音素が基本単位

であるが、日本語の場合には音節が基本単位と認められる。

そこで、そのどちらの場合にも使えるようにと音声には「基本単位」という語を用いることとした。基本単位の「イ(1)」と「イ(2)」からの（イ）の同定、語の単位の「イヌ(1)」と「イヌ(2)」からの（イヌ）の同定、文単位の「イヌガイル(1)」と「イヌガイル(2)」からの（イヌガイル）の同定において認められる。また異音識別についても、基本単位の「イ」と「ヌ」の識別、語単位の（イヌ）での「犬」と「去ぬ」の識別、文単位の（イヌガイル）での「犬が居る」と「犬が要る」の識別において認められる。このことから「音韻」は基本単位・語単位・文単位のいずれにおいても認められることが明らかになる。ただ文章単位での「音韻」の存在に疑問を抱く方がいるかもしれない。しかし、私はかつて樋口一葉の『たけくらべ』という小説を幸田弘子が一葉記念館で朗読するのを聞いたことがある。幸田弘子は『たけくらべ』の本文を記憶しており、何も見ずに語っていた。これなどは、文章単位の「音韻」を把持している例と判断している。文章単位の「音韻」は、すべての人が常に把持し、それをもとに表現できるものではないが、人はそうしたことができる能力も持っていることを教えてくれている。「音韻」

によって人はその言語行動である音声表現を可能にすることができる。ただ音声は通常瞬時に消え去るものである。そのためその観察は、オシログラフのような機器を用いて、その音波を記録した図形をもとに行うことになる。そうした作業によって聴覚にかかわるものの観念を考えることが可能となる。そんなことから「音韻」の構成素材は、大きく「音声観念」と「調素」の二つに区分できることも分る。そのうちの「音声観念」は、言語本体の聴覚的表現に利用する音声についての総合的抽象観念の総称である。この「音声観念」は聴覚言語を組み立てる素材であるから、その基本単位が重要である。「音声観念」に含まれる基本単位の詳説細目としては「音声体」「音声質」「言体」「音声種」「異体音声」「音生素」「音声象素」といった観念の作業仮説を立てることとした。これらは「文字観念」に含まれる詳説細目として設けられたものに準じるものとなっている。「音声体」は、「音声形」の「音声質」による違いを捨象した観念である。音節・拍・音素などが基本単位としてありうるが、日本語では仮名の存在もあり音節が基本単位といってよい。人の身体の構造は基本的には同じであっても、そのつくりが完全に同一であることではない。そこには性差があり、年齢差があり、体力差があり、

その発声時の気分の差がある。さらにその時々々の声帯振動のさせ方や調音点や調音法の違いもありうる。それらによって同じ基本単位を発声しても、それが完全に同じということはない。たとえば同じ「ki」を発声した場合でも、(ki¹) (ki²) (ki³) ……と違ったものになる。それをオシログラフは波形差として示す。そうした違いがあっても同じ「ki」を発声していたのであれば、そこには (ki) という共通部分を認めることが可能である。その共通部分が「音声体」に相当する部分である。それは「無声の軟口蓋における破裂音の子音 (k) に有声の非口唇前舌狭母音の (i) が加えられた音節」のように分析的に説明できたりもする。そうだとすると、それさえも実はあいまいなもので、実際には別の調音点や調音法を用いて発せられた音声をそのように受けとっている場合もありうる。そうしたことがあるとしても、聴覚的に (ki) ととらえられた場合、その (いろいろな ki) の (ki) の部分を「音声体」と判断する。そして (いろいろな) に相当する部分が「音声質」といえる。「音声体」に「音声質」による違いが加えられたものに認められる様式は「言体」である。様式とは共通の型であるため、基本単位のみでは判断しにくい。そこで「言体」は、語・文・文章と

いうより大きな単位で確認されるのが通常である。しかし大きな単位によって得られた知識によって、基本単位段階においても確認できる場合がある。ただしその場合でも、その特徴は基本単位のみに限定されておらず、他の部分においても確認される筈である。「言体」に該当する例としては、「どら声」とか「ささやき声」「裏声」等を挙げることができる。

「音声種」は、「音声体」を構成する心象の全体像を異にしながらも、意味や音のつながりから同種と認められる「音声体」の集合である。(ki)に対して(qui)という「音声体」は日本人には(ki)と同種のもものと認識される。そこで(ki)と(qui)は同一「音声種」に属するとみなされる。しかし(ki)と(qui)は、実は同じ「音声体」ではない。同一「音声種」のうちで最も一般的な「音声体」が考えられた時、残りの「音声体」は「異体音声」となる。

(ki)と(qui)の場合では、(ki)が最も一般的なものであるため、(qui)が「異体音声」ということになる。「音声素」というのは、「音声体」の構成部分のまとまりに認められる総合的抽象観念である。母音・子音・拍はこの「音声素」に属する観念である。たとえば(ki)は(k)と(i)の二つの「音声体」構成部分から成り立っている。

この(k)と(i)が「音声素」である。「音声象素」は、「言体」に相当する観念が基本単位において認められる場合の独自の構成部分のまとまりをいう総合的抽象観念である。たとえば(ki)の場合には、(ささやき声の「k」と(ささやき声の「i」)のそれぞれは「音声象素」ということになる。

さらに「音韻」には、音声本体を示すものばかりではなく、韻律的特徴にかかわる観念も含めるべきである。金田一春彦は『日本語音韻の研究』(昭和四十二年三月三十日 東京堂出版刊)において「アクセントの単位」として「調素」を用いている。しかし、「調素」の「調」には「ととのえる」という意味がある。そのことから表現をうまくまとめるための技術として、より広く用いることができるのではないかと判断し、その素材をまとめたものを「調素」とした。「調素」は総合的抽象観念であるが、その個別的具象形は「調素形」としたいところである。しかし、個別的具象形として「調素形」を認めることはできない。それは「音声形」と一体化して区別できなくなっているのである。そこで「調素」は総合的抽象の領域でしか指摘できないものとなっている。歌のもののまねをする人は、その人本来の発声法ではない

方法を用いて歌声をまねようとする。そのまねるために加えられた発声法は「調素」に相当するものである。同じ素材となっているものでも「音声観念」としてまとめられた観念は、基本単位のものを対象としてその詳説細目を示すことがふさわしい。しかし「調素」は基本単位よりも大きな単位において認められるもので、その詳説細目は、語・文・文章といった単位で確認されるものが含まれることとなる。私にはそれには声色の変化と、発声の緩急・高低・強弱・連続・間を生じさせる観念があった。そのうちの高低や強弱は、基本単位でも認められるのではないかといわれるかもしれない。しかし、それらは単独の「音声形」本体で確認できるものではなく、他の「音声形」との相関関係によって明らかになるものである。そこで、基本単位で確認できるものとはするべきでない。しかもそれらは「音声形」本体を示すものではなく、その表現効果をより高めるための技巧を示すものである。「アクセント」「インテンシティー」「イントネーション」「プロミネンス」も、これに属する観念である。「調素」は、物語などに登場する人物の演じ分けや地の文の差別化、特定の部分の強調や軽視の表現、さらには場面の緊張や弛緩の表現に利用される。例外的に基本単位で語の差別化が行われるも

のとしては、中国語での声調の型の観念がある。アクセントは、語の単位での語の識別を可能にする型を示すものである。日本語ではそれは高低の組み合わせによるものであるが、英語の場合のように強弱の組み合わせでそれを示すものもあり、言語の種類によって決っている。語の単位では、「甘い」「すごい」を「アマーイ」や「スグーイ」と表現するインテンシティー（誇張の強調）を示すものもある。文単位のものには、意味に応じて文末の上げ下げをするといったイントネーション（抑揚）や、特定の部分を強調するプロミネンス（卓立）がある。文章単位のものとしては、幸田弘子が『たけくらべ』を語る時の、どのように語れば聴衆を感動させることができるかについての技巧の観念といったものを指摘することができる。声色の変化はそのうちのひとつといえよう。また、どの部分をすばやく語り、どの部分をゆったり語るとか、時折つくられる間にも意味があるのである。

次に「字映」である。「字映」は、「音韻」に対応する、視覚的部面で作業仮説される言語心象の中核的なものの総称である。それは人の言語の視覚的表現を可能にする総合的抽象観念である。こちらは音声とは違って、瞬時に消えるものではないため、特別な機器を使用することなく観察が可能であ

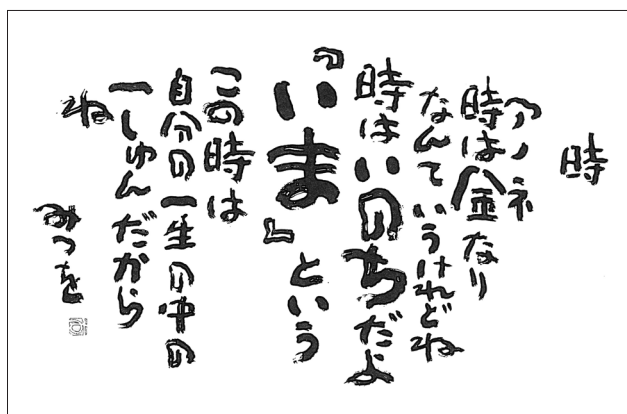
る。ただし「字映」は、「視覚利用の言語表現形」からの分析により抽象化された観念である。その自覚が必要である。

人の頭脳に把持されるものであり、それはそれぞれの人の経験の積み重ねによつて帰納的に獲得される。その帰納にあつての認定は単字単位・語単位・文単位・文章単位の各単位において可能である。ここでは「単字単位」という語を用いて、音声の場合の「基本単位」という表現を用いなかった。

このことは、音声の場合に「単音単位」というと「音素単位」と誤解されかねなかったが、文字の場合にはそうした誤解が生じないからである。しかも「単字単位」といえば、表語文字・音節文字・拍記号・音素文字のいずれをも指すことができる。そこで日本語の場合の同字認定は、単字単位の「い(1)」「い(2)」の個別表記からの「い」や「大(1)」と「大(2)」からの「大」の同定ばかりでなく、語単位の「土佐大(1)」と「土佐大(2)」からの「土佐大」の同定においても、文単位の「犬が居る(1)」と「犬が居る(2)」からの「犬が居る」の同定においても認めることができる。また異字識別も、「い」と「ぬ」や「犬」と「猫」の識別という単字単位ばかりでなく、「土佐犬」と「秋田犬」の識別という語単位、「犬が居る」「犬が要る」という文単位において

ても可能である。このように単字単位・語単位・文単位で「字映」が認められるが、さらに文章の単位でも「字映」とらえることは可能である。文章という単位での「字映」の存在に疑問を抱く方がやはりあるかもしれない。けれど、その例として相田

みつをという書家が自らの『時』という作品を表現したものを示すことで理解していただけると判断している。その視覚言語表現されたものを下に示しておいた。しかし、こうした表現の全体は、相田みつをの脳内に「こんなふう」に書こ



う」と創造された観念を具象化したものである。その観念こそが文章単位の「字映」といえると判断している。漢文・宣命・漢字仮名交り文・仮名文等といった形式の表記の観念も文章単位の「字映」である。「字映」を成立させる素材は「文字観念」と「描素」である。「文字観念」は、言語本体の視覚的表現とその理解に利用する文字についての抽象観念の総称である。視覚言語を組み立てる素材についての観念であるから、その単字という単位が重要である。この「文字観念」に含まれる詳説細目には「字体」「字質」「書体」「字種」「異体字」「字素」「書体素」といった観念がある。それらの総合的抽象観念を導き出すものになっている個別的具象形である「字形」は、ただ単に一つの形を示しているだけでなく、その単位としての文字そのものの性質も含み持っている。それに対して、「文字観念」の詳説細目を構成する「字体」「字質」「書体」「字種」「異体字」「字素」「書体素」は、「字形」の集合から帰納して導かれた観念である。なかでも「字体」は「文字観念」の基本的観念である。「字体」は「字形」の「字質」による違いを捨象した観念であり、「字形」は「字体」に「字質」が加えられたものになっている。「字体」は、「字形」を書く折の骨組みを示す観念というあいま

いなのである。「字形」の形で様々に表記されることがあっても、それを構成する心象の全体像が同じと判断されるものの骨組みについての抽象的観念が「字体」なのである。たとえば各個人が表記する文字は、同じ「木」を書いても全く同じではない。それぞれが違った「木(1)」「木(2)」「木(3)」……等を書いていくのである。しかし、その違っているとこそがあっても、いずれも「木」と認識される時、それは「木」の「字体」を示していると判断する。そして「字形」「木(1)」から「字体」(「木」)を取り除いて得られるのが、「木」の「字質」である。「字質」の質的な違いを生み出すものには、筆記具の違いによるもの、印刷・手書きの違いによるもの、漢字・仮名・ローマ字等の文字体系の違いによるもの、漢字の場合には時代によるものや筆順による違い等がある。「書体」に相当する観念でも、単字段階において認められる場合には、それを「字質」ととらえてかまわない。しかしその場合でも、その特徴は単字段階に限定されず他の部分においても確認されるのである。そこで単字に認められた「楷書」「行書」「草書」は、手書きの場合の字画省略にかかわる観念の種別を示した「字質」である。「書体」は、「字体」に「字質」による違いが加えられたものに認められる様

式をいう。そうした様式も総合的抽象観念なのである。様式であるため、「書体」は「字質」のように単字単位の方に認められるのではなく、語・文・文章というより大きい単位において一貫して確認されるのが普通である。ゴシック体・篆書体・明朝体・筆記体等という様式が「書体」である。楷書体・行書体・草書体も「書体」である。「字種」は、「字体」を構成する心象の全体像を異にしながらも意味や読みのつながりから同種と認められる「字体」の集合である。例としては（功）（功）が挙げられる。「正字」「俗字」「通用字」等と類別される「字体」は、同一の「字種」に含められるものである。（局）（局）（局）はそんな「字種」の例である。「正」「俗」「通」は使用規範を示し、「字質」を示すものではない。「異体字」は、同じ「字種」に属しながらもそのうちの最も一般的な「字体」とは異なる「字体」の呼称である。（功）（功）（功）の場合は、（功）の方が一般的であろうから（功）が「異体字」となる。「字素」は、「字体」の構成部分のまとまりに認められる総合的抽象観念である。（樹）という「字体」の場合は、（木）（寸）（亼）の三つのまとまりを組み合わせ構成されている。その（木）（寸）（亼）は「字素」である。「書体素」は、

「書体」の構成部分のまとまりと認められるものの総合的抽象観念である。ただし、「書体」は様式であり本来は単字単位のことを指す用語ではなかった。しかし、それを構成する最小単位となれば、「字体」における「字素」のような単字単位のさらに小さな単位にまで及ぶことができる。そうした小さな単位においても「書体」ならではの様式がうかがえるからである。たとえば草書体の場合でいえば、（𠂇）（𠂇）（𠂇）（𠂇）（𠂇）という「書体素」で構成されているといえる。

さらに「字映」には、文字本体にかかわる「文字観念」ばかりではなく、私が「描素」と名づけた視覚言語表現の素材もある。「描素」は、「文字観念」をただ羅列して言語本体を示すのみでは「字映」が単純になることから、言語本体の視覚的效果を上げるために工夫された、素材としての技巧の観念である。「描素」は、「音韻」における「調素」に対応するものである。「描素」は、文字本体そのものではないという意味で「非文字」にあたるものの観念である。同じ素材でも「文字観念」の場合には、その詳説細目は単字単位のもを示すのみであった。しかし、「描素」は単字よりも大きな単位においても認められる。そのため、その詳説細目は語・

文・文章といった単位で確認されるものが含まれる。「描素」の詳説細目としては、文字体系の複数使用やその混用のさせ方、文字の大小・濃淡・太細・曲直、句読点・傍線・網掛け・括弧・色遣え・沫消符号の使用、文字位置の変化、段落の設定、二次元空間の効果的な配置、その他に「？」「！」「——」「……」「～」「。」「・」「▽」「♥」といった記号等の観念が含まれる。相田みつをの『時』の表記では、漢字・平仮名・片仮名が混用されている。その表現は文単位においてのものである。その混用のさせ方にも工夫がされている。「アノネ」だけを片仮名書きとしているのは、取っ付きの部分の印象を強めている。「時」「金」「自分」「一生」「中」は漢字とし、「一しゅん」は漢字と平仮名を用いた表記にしている。しかも、それぞれの字の大きさにも気づきながらされている。「いま」が最も大きく書かれ、「いのち」がそれに続き、「金」「時」が次ぐ。「いま」には『』がつけられて、より印象に残るようにしてある。これらは語単位のものである。平仮名・片仮名の表現にも独自の「字質」が認められる。「ア」の「フ」部分を波立つように表記したり、「ん」の左下部分のところが丸めて表記している。こうした表現は単独のものではなく文章全体の特徴ともなっている。これ

は一つの様式といえ、相田みつをらしさを印象づけている。さらに、その本文を独自の形に改行している。句読点の使用せず、全体を特別な形にまとめている。そのことで生ずる空間への配慮もみられる。これも文章単位のものである。これらの技巧は「描素」を示すものである。それが表現されたものは「非文字のしるし」である。

このようにみえてくると、内容がソーシャルがいうところのラングばかりかパロールにまで及んでいることに気付く。それについて、「言語学の対象とすべきものではないものを取りあげるべきではない」といった意見もありそうである。しかし、言語表現というものは本来その両者を含んだものであることから、パロール表現についても無視すべきではないのではないか。

ともかく個別的具象形と総合的抽象観念のそれぞれについては、区別して説明しなければならぬ。そこで個別的具象のほうに目を転じておくと、そこに見られるのは形である。聴覚にかかわるものについては、音の形・声の形・聴覚利用の言語表現の形がそこにはある。「音形」は、無生物が生物学的方法とは関係なく発する聴覚にかかわる空気振動の形である。「声形」は、生物が生理的に発する聴覚にかかわる空

気振動の形であるが、それを聞いている人へのコミュニケーションが成立していないものである。「聴覚利用の言語表現形」は、人が言語の表現手段として生理学的方法によって発する聴覚表現の個別的具象形としての空気振動形である。この「聴覚利用の言語表現形」には、基本単位・語単位・文単位・文章単位による区別がありうる。その構成素材としては「音声」のみが用いられる。「音声」は、人の言語の聴覚的表現を可能とする体系的な記号を表わす空気振動であり、複雑なコミュニケーション能力の要素が認められるものである。

「音声」の個別的具象形は「音声形」である。「音声形」は、言語本体とその質的なものが一体として表現されていて分析した形に切り離されてはいない。しかもそこでは「非音声」は用いられないのである。「音声」の基本単位は、日本語の場合は音節の形でとらえられる。そのため「あ」「い」「う」「え」「お」「か」「き」「く」「け」「こ」……のような「音声形」によって「音声」の違いが示される。語単位・文単位・文章単位においては、声色の変化、発声の緩急・抑揚・高低・強弱・連続・間といったものが語・文・文章と一体化していて分離して示されることはない。視覚にかかわるものには、「様子・しぐさ」と「視覚利用の言語表現形」がある。

「様子・しぐさ」は、聴覚にかかわるものの「音形」と「声形」を合わせたものに相当し、一見して言語行動とは認められない視覚的表現形である。「視覚利用の言語表現形」は、言語の視覚的な個別具象形としての二次元的表現形で、「聴覚利用の言語表現形」に対応し、単字・語・文・文章という単位による区別を有する。その素材が「文字」と「非文字」の二つであることは、「聴覚利用の言語表現形」の素材が「音声」のみであった点と異なっている。「文字」は、単字単位で人の言語行動としての視覚的表現を可能とする体系的な二次元記号である。その単字単位の「文字」としては表語文字・音節文字・拍記号・音素文字がある。「文字」の個別的具象形は「字形」のみである。この「字形」の集合からの帰納によって総合的抽象観念の「字体」や「字質」その他の観念が導かれた。「字形」そのものの核をなす言語本体とその「字形」が含み持つ質的なものは、一体化しており切り離されてはいない。その「字形」の「字質」は、経験の積み重ねによって身につけられた分析能力によって確認されるのみである。なお「文字」は単字単位のものであるため、文字の大小・濃淡・太細・曲直というような複数の文字があつたうえで確認される相対的なものは、「字形」そのものが示す質的

なものとはいえない。これらは「非文字」に含めるべきものである。言語本体はそれらがなくても表現できるからである。ただそれらは、言語本体の視覚的效果を上げるために工夫された技巧を示すものである。このような技巧の個別的具象形としては、他に文字体系の複数使用の形式やその混用にあたつての工夫、句読点・傍線・網掛け・括弧・色遣え・沫消符号の使用、文字位置の変化、二次元空間の効果的な配置、その他に「?」「!」「——」「……」「~」「。」「・」「▽」「♥」といった記号等がある。これらは「非文字」の個別的具象形で、「非文字のしるし」といふべきものである。この「非文字のしるし」は、見ればそれと分るため容易に認識できるものであり、語単位・文単位・文章単位において使用される。なお数が「文字」か「非文字」かについては、「文字」のグループに属するものとする。それは「数字」といわれ、「漢数字」というものもあり、言語本体を数も担つていと判断しているからである。

こうした考えを一覧できるようにしたものを「別紙2」として本稿末に載せておく。日氏の手紙の末には、学問は進歩します。現実の日本語が、世界の言語が、もっと良く、簡潔に説明できる理論が、必要です。とありました。そうし

た学問を進歩させる試みの一端といえるものを本稿で示すことができていたならば幸いである。

(まさき・よしひろ 昭和50年度成城大学大学院

文学研究科 国文学専攻・博士課程修了)

【別紙1】H氏案

2023.2.17.

音	音声・声	音韻	話し言葉の分野 (耳と口使用)
おん / おと	おんせい / こえ	おんいん	↓ 音読
↓	↓ ↓	↓	
音のすべて	人の声のみ 動物の声	意味を反映する音連続の種類	
ピアノのおと	アーチがはた 犬のほえる声	母音	
車が走る音	アツ痛い	子音	
人の歩く靴の音		音節	
		モーラ	
		アクセント / イントネーション	
字・字形	字体	文字	書き言葉の分野 (目と手使用)
じ / じすい	じたい	もじ	↓ 黙読
↓	↓	↓	
個人が書いた字・字形	使用場面にに応じて使用する字形	意味を反映する文字連続の種類	
楷書	正字	漢字	
行書	俗字	平仮名	
草書	通用字	片仮名	
		ローマ字	
		符号	

【資料】

校本千祿字書

広島大学文学部国語学研究室編



解説 池上 清造

千祿字書一書は唐の顔元孫の撰、楷書の字体七百余項について正・俗・通を并じ、かねて字形類似異字百項定らずに注し、これらと四声二百六韻の順に配列した小冊である。

著者は巻頭の自序と、唐書藝文志や郎官石壁志などにより元孫と認められる。ただし、その顔真卿の筆を刻したものが傳來のものになっていて、書家としての署名のためであろうか、真卿作とするものがある。序と真卿作とするもの（例、宋留元剛、顔魯公年譜）から全部と真卿とするもの（例、宋希聖、續書譜）に至る。前者については、刻した木板にした宋の陳瓘が、序の「元孫伯祖放牧書堂」の元孫と真卿に作ることに關係があらう、故に書堂とは顔古字とするのであるが、元孫も真卿書を贈られたので誤ったものらしい。（四庫全書詩學考）後者のやうなものも、もともとこれらが書の方の著述であるから、真卿家の方に筆点があったのが、作のやうに翻されることもあったのだらう。そして、唐末にわたるわが室平年間（日本は壽永）に、字樣一巻（唐）見せるとあるものも注意したい。これに倣いて、千祿字樣一巻（唐）と記さないところがあるから、こゝに

2

以後述の顔古の顔氏字樣との誤かと思はれるが、真卿の名の記述ることが面白い。

さて顔氏は山東臨沂の名家であつて、江蘇の丹陽を経て、家例の墓をもつて別られるに據る時に長安に移つてゐる。有名な顔古はその孫にある。元孫は顔古の兄弟の孫であつて、唐の忠臣賢卿の父である。既述の如く、顔には真卿がある。傳は正史にないで生涯の年々わからないが、ほぼ中唐玄宗の頃の人物と推へられるから、わが奈良朝初期にあたらう。

成立の時代についてその諸といふ以上に出られない。序によれば、顔古が太宗の貞観の端（わが舒明聖徳の朝）に歸籍を正して字体について述べたものがあつて、顔氏字樣と呼ばれてゐた。ついで杜延業の補訂した新定字樣などもあつたが、これらにあきたらず本書を成したといふ。字樣は今傳はらないが、一切経音義（正續）、廣韻、唐写本切韻序（これには顔公字樣といふ）などに引くところ、聖撰を省いて十條により増すしか通がない。（小學義疏）これにあつて千祿字書にないものもあるやうである。かやうに字体についての関心を抱かれるのは、現実には進士の考試に處する場合の必幸と結びつく。唐の制度では官吏の採用試験に當るも漢し、その美善のみならず字体に及んだ。本書が堂々と千祿と名づけるのはそれなのである。この語は毛詩大雅草蟲、論語陽鳥

3

まはじり多く目につく。千石求也と注され、様は、疑の鬼から秋篠自末まきす。つまり官吏の地位を求めるといふことであり、交遊参考書なのである。なほ、千種字様といふ名は前述日本見在書目録に、本書の寛政四年楊梅公刊本説にも見え、秋篠師の集古録もこれとつてある。

本書の傳本は、通師が是末の大暦九年（七七四）浙江の湖州において后に刊したものとすると、この碑が欠損してきだで、宋の開成四年（八三三）楊夷公が蜀（四川）の潼川において摹刻した碑は現存する。前者は大学は判書できたらしく、南宋の宝祐五年（一二五七）陳鳳瑞が版にしたいふ小の部に基くのは源本といひ、後者の蜀本と二系統が立てられる。（四座全書堂集）後者については早く南宋の紹興十二年（一一四二）の跋を心づかべたいといふ。しかしながら、判書といひ摹刻といふ場合にその個人私意がどのやうに如はるか問題であつて、本書の本文批評は必ずしも簡単でない。楊梅の白雲が源本を翻刻し蜀本をもつて系統して蜀小もの八五、改めるの六一、附るもの二といふやうなこともおこるのである。それに宋の紹興年間（一一一三—一一四四）の書機の高千種字書もどつて關係するから、その傳はらない今は考へるすがまい、ところで宋版には、このたがの覆刻校原本で現れるといふは、その本土の諸本間の出入はさう大さくはない。研究書といふべきほどのものでもないやう

4

である。小学者によれば漢、漢五年（一六七一）の魏刊千種字書。まは、鳥居加へたものらしいが未見である。本書の魏正が蓋し一年、二一八〇に校訂刊行した本は、その金父段王叔の本などをも参考して悉く修正したものが國には早く傳はつたのであらう。前述見在書目の千種字様一巻はこれと考へてよからう。字様といふのもごく普通の使はれる語であるから前に述べたやうな通用用と思ふのである。これと明細の五經文字と千種字様とを併列する八五九〇の）に下きた新撰字鏡に引かれてあるもの傍証にならう。（永治本巻九、二二〇）千種字書と明記されてゐるのは一所しか見出してゐないが、もと深い關係があつたに違ひない。従来は古いものに引かれることが知られる。藤貴仲が古小篆に寛治三年（一一八九）六月の歳時ある終巻の軸に見え（一一五四）六月廿日の條を引くものとが珍らしい例か、同書齊本題「延年義抄におひたしく見そふで、さくから、さる防には行なはれたことがわかる。しかし、これの最早本が知られないといふのは、やはりその奥布の少なかつたのを物語るのであらうか。中世以降はむしろ影をひそめ、江戸時

5

代末期に諸親流の考証學者たちによつて廣まるのである。勿論、奥師の書といふ意味では知られてゐたらしいが、宝永年間に出版しようとして手帖が手に入らないで脱線に収めざるを得る状態であつた。書家の世界ではこの書名を見る（江上漫筆、横江先生書話、米家書訣）が、字体について論じた同文通考、梅樵正統、釋体字などには見えない。岡田善雄の假字考に五經文字のものがあつて本書の見えないのも偶然ではなからう。

宝永四年脱卸所収のものを和刻したにつづき、官版が後知不足齋書所収のものを知した。文化十四年刊本は同じものである。以来これのつとも奥布し、明治十三年には小型二冊（四六判程度、一面二行、額刻人、山中嘉太郎）にもなつてゐる。この本は、前述鳥居白雲の本であつて、脱師のど小異がある。なほ書家の松下鳥石書の重復二年本があるといふ（岡井慎吾、日本漢字書史）が見えてゐない。鳥石には新千種字書の著のあらうことが見える（近世漢學者傳記著大事典）がどんな關係にあるのだらうか。あたかも附録望之、岡本保余、黒川春村といった人々の考証學に千種字書は遠達する。したがつて、また本書の研究あらはれて書目から小島知足の千種字書辨論、松本慎の千種字書辨論、木村正雄の千種字書攷などの名が拾はれる。

さて本書は、字体の正・傳・變を認めるため、簡単に引けるやうに配列した。

6

のであるが、字体が問題であるから、形からよる變を發音から引くのが當然である。本書の方が部首配列の五經文字と九經字様より、本國人には便利だと思はれる。どうするやと全体の八分の一を占める千種字樣集の字の方は不便になるが、これは従として扱はれたのである。ところで、まづ四声に分けると、平声もつと多く三〇の余、上、去声はそれの半を少しこゝて、この二つの中で去声の方が少し多く、入声は平声の半より少ないといふ。この二なる次に聲の順序について鹿野との二百六種に含はない部分のあることが注意されてきたが、わが新撰字鏡引切韻の韻の傳や、漢島集の口誦の録目にあひ（小島知足、韻中津法、岡井慎吾、詩變存稿）、また王國維の唐写本切韻の第三と一致することによつて疑問は氷解するのである。

正傳の區別は、先に傳はるもの字を挙げて下に正字を記す方式で、上通下正、上通下正と注するもののおおの三〇の余、下で大部分を占め、並正は五〇を足らずあつて、上通下正、上通中下正、上通中下正の三様を含むが、そのうちには疑ひのないでかゝるものもあつて、或は中と下の間に傳や傳の字の脱といふこともあるから知れない。それはその正傳の内容がどうか、筆者はこれを順序で述べてゐる。正とは典據あるもので、著述の文章や判書や碑文に用ゐる。

8

そもそも、漢代の隷書から生じた新書は楷書を經て六朝群には盛んに流行はれた。しかしその字体は幾々に分れたので、唐といふ處、國家は文字の整理の必要を感じて、前にも觸れたやうに幾種類もの「字樣」を作られた。今日見られるものには、梁季の五經文字と唐元慶の九經字樣がある。千枚字書もそれらの一つであるが、簡便なハンドブックといった性質が強い。さういふ小部家の乃至便覽的のものも當時かなりあつたらしいことは、敦煌出土の殘卷などから想像できることである。(例へば、敦煌寫本など)。そこで今のわれわれには、本書が當時の單體字表として便利なことと、その限界をのぞき得ることができよう。正俗通の別の問題であることは既述の通りだが、くり本では絶字を載置して僅にふりくつて、それが流布する。一切經音義、新義經音義、隨函錄とともに木村正幹の重用するところである。(龍藏雅堂、卷一、五、索引もあつて便利である。金石の異體字を載つたものには趙之謙の「別字記」(一八八九年、上海、商務印書館)、形譜の金石文字解題、(一八八九年、上海、商務印書館)などがある。個々のもの(例へば、京都大学人文科学研究所、龍門石窟の研究)には異體字表もある)が、手近には書通全集が標本

7

通とはその使用実績が又しいので、上表・上表・書翰・判決などに用ひてもよいものとする。俗とは典禮も備用をせしむる當座用に、帳簿・書牘・契約書・葉方などは使はれるものである。規範として典禮も備用としたのは當時として正しいだらう。ところが文字は一つ一つの問題になるので、具體的に幾種の考へべきことであらう。われわれにとっては、手とり平べ敷へられるところ多く、また驚かされることもある。並正として挙げられるものに

萬曆 札據 廟廟 促役
ととにも
鎮盤 烟煙 煙結 洗油 諸進
がある。今の目で見れば感じ方はそれ違ひだらう。(「岳叢」が同じ字だつたのかと思ふことであらう。誤通笑。宋・宋・宋)などとはわが上代文獻に接してゐればわかるが、現代人には目鮮じからう。煙・結にいたると驚くことが多いたと聞はれる。標盤終を煙盤終と書かれては別物と思ふはと固定してゐる。しかしこらで、同じ字が別の字かといふのはどういふことかといふ疑問があらう。こつてよいはずである。正俗通といふのは同じ字といふことを前提としてゐるから論で、結局、記号としての漢字の本質の問題につながるであらう。

9

である。2の寄と同じく、いはゆる誤用に廣するものだが、本土にも備用されてゐたことがわかり、わが上代文獻だけのことではないのである。かういふ小部字に關係してくるからと、字形種別異義字と云ふ小部字が發生するのであり、千枚字書はその先鞭とけたことになつてゐる。5は漢・唐のやうに群體字をあげる。7はわが上代文獻の宋元以後文字譜(一九五七北京、商務印書館)に應ずる現象、漢字の成長過程として、表裏的な象形・指示、金・意以外の部分における動きなど、

・ 簡明な便利な著述であつたものはあるが、その背後を考へての立体的な用者が必要である。蘇東の考証学者が本書を讀んだに驚かまう。通用の恐れのあつたことと高あつたのは昭和二十一年、終矢宣明、志井藤氏自來油印本の「解説」を讀された時であつた。而して五十年、このたび稿を新にしたいといふので、学界の進歩と色々示すわけがない。本文の方にはある變體の只中の時と違つた本の価値を最も高からしめるものなのである。

(三六・一〇)

を提議する。ことに平凡社版の解説は第一巻・神田喜一郎「中國書通史、山川圖説、中國文字の構造法」その他)以下參考すべきものが多い。異體といつても必然、漢字全体の問題になるから、一般的なものも挙げてゐる。今一つ漢字の形と文化(平岡武夫、ハーパー・東京、同志社東方文化講座第十四輯)も参考を得た。パンフレットであることを申し添へる。

本書を通じて、といふよりも臨時一般の異體字はどんなうがりをとらうか。それこそ本書利用を自ら整理された方がよいが、通論一切經音義中と異體字(陳定民、中法大学月刊三(一九三三年)一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇)といふ詳しい調査は為基である。それでは

1 形・音・字の音符とをへる
依傍 煙結 廟廟 根勢 機帆
2 形・音・字の意符とをへる
鎮盤 煙煙 煙結 洗油 諸進
3 形・音・字の音符と意符とをへる
筆跡 煙盤 煙結 洗油 諸進
の三種が最も普通であつた。ついで、4 同音異義、5 義近復得、6 書差、7 増筆の計七ヶ條に分類して詳しい実例があげられてゐる。5には意味の例もあつた。

個別的具象形

聴覚にかかわるもの

「音形」—— 無生物が生理学的方法とは関係なく発する聴覚にかかわる空気振動の形。

「声形」—— 聞いている人へのコミュニケーションが成立していない生物が生理学的方法によって発する聴覚にかかわる空気振動の形。

「聴覚利用の言語表現形」—— 人が言語の表現手段として、生理学的方法によって発する聴覚の表現の個別的具象形としての空気振動形。言語の本体とその質的なものは、音声という一体化した形で表現され、分析した形に切り離されては表現されない。しかも「聴覚利用の言語表現形」には、「非音声」は用いられない。その構成素材は「音声」のみであり、その「音声」の個別的具象形は「音声形」である。日本語の場合、「音声」の基本単位は音節の形でとらえられる。そこで「あ」「い」「う」「え」「お」「か」「き」「く」「け」「こ」……のような「音声形」によって音声の違いが示され、その気流の有無や調音点・調音法の違いといった質的なものが分離した形で示されることはない。語単位・文単位・文章単位においても、声色の变化、発声の緩急・抑揚・高低・強弱・連続・間といった質的なものは、語・文・文章と一体化して分離して示されることはない。

「音声」—— 「聴覚利用の言語表現形」を組み立てる素材であり、言語の聴覚的表現を可能とする体系的な記号を表わす空気振動。基本単位が重要。「音声」の個別的具象形は「音声形」である。

「音声形」—— 「音声」表現形の基本単位の個別的具象形。日本語の基本単位の核となているのは音節である。「音声形」は、ただ単に一つの形を示しているだけでなく、その単位としての音そのものの質的なものも含み持っている。この「音声形」の集合からの帰納によって、総合的抽象概念の「音声体」や「音声質」その他の概念が導かれた。

視覚にかかわるもの

「様子・しぐさ」—— 一見して言語行動とは認められない視覚的表現形。聴覚にかかわるものの「音形」と「声形」を合わせたものに相当する。

「視覚利用の言語表現形」—— 言語の視覚的な個別的具象形としての二次元的表現形。「聴覚利用の言語表現形」に対応する。文字と非文字とを素材として利用することで表現される。単字(表語文字・音節文字・拍記号・表意文字といった種類がある)単位・語単位・文単位・文章単位という単位によって、その表現に選ばれる質的なものに差がある。しかし、その質的なものは文字や非文字と一体化しており切り離されてはいない。ただその質的なものには、文字の場合と非文字の場合とで違いがある。

「文字」—— 「視覚利用の言語表現形」を組み立てる素材であり、単字単位で人の言語行動としての視覚的表現を可能とする体系的な二次元的記号。「文字」の個別的具象形は「字形」である。

「字形」—— 単字単位の文字の個別的具象形である。「字形」の基単位は音節と語を表現する。漢字は一字で語を表現することも可能であるが、平仮名・片仮名は音節、拍記号は拍、ローマ字は音素を表現する。「字形」の核となる言語本体と「字形」の含み持つ質的なものとは一体化しており、切り離されていない。ただし、その質的なものは、あくまでも単字単位のものに限定される。

「非文字」—— 人の視覚的言語表現が「文字」のみでは不十分であるために使用される「文字」以外の符号。「非文字」の個別的具象形は「非文字のしるし」である。

「非文字のしるし」—— 「非文字」の個別的具象形。そのしるしごとに、その符号が示す質的な意味は明確であり、符号と質的な意味は一体化している。語単位・文単位・文章単位においてこの「非文字のしるし」は使用される。この「非文字のしるし」に含まれる質的なものには、文字体系の視覚的表現やその展開の仕方、文字の大小・濃淡・太細・曲直・句読点・傍線・組付け・括弧・色遣い・沈没符号の使用、文字位置の変化、段組の設定、二次元空間の効果的配置、その他に「?」「/」「—」「……」「～」「○」「●」「■」といった記号等が該当する。